

# 第25回帯広市農業委員会議事録

平成30年6月28日、第25回帯広市農業委員会をとかち大平原交流センターに招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時40分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
第4号	市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
第5号	農地等賃貸借の解約等の通知について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第3号	農地の転用許可申請に対する決定について
第4号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第5号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 7番 河瀬 誠一 委員  
8番 廣瀬 文彦 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	欠席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	欠席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 24 名  
欠席委員 2 名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	欠席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第25回帯広市農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
事務局 議長	<p>ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は24名となっております。議席番号19番 高橋委員、20番 小倉委員 につきましては、欠席の申し出を受けております。</p> <p>本日の議事につきましては、報告が5件、議案が5件、その他が1件であります。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>報告は以上でございます。</p>
事務局 議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、7番 河瀬委員、8番 廣瀬文彦委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(森主任)	<p>農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)</p>
中谷 会長	(5月29日から31日までの全国農業委員会会長会議等に関する報告)
事務局 議長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたしますが、調査委員長からの報告の前に、事務局から補足で説明がございます。</p>
事務局(木原専門員)	(議案第2号、6月分現況証明 附番14の欠番について説明)
事務局 議長	<p>それでは、5月分の調査結果について、宮浦調査委員長より報告をお願いします。</p> <p>5月24日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番8から10の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>つづきまして、報告第3号農地利用状況調査についてですが、第1回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。豊西町937ha、富士町1,444ha、合わせて2,381haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地及び無届転用等</p>

の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、飯田調査委員長よりお願いいたします。

飯田調査委員長

6月12日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番11から13および15から16の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査についてですが、第2回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。以平町1, 529ha、泉町979ha、合わせて2, 508haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。

(報告第4号、附番1の市街化区域内の農地転用1件について朗読・説明)

事務所兼倉庫の造成を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。

議長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

次に、報告第5号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。

(報告第5号、附番6から7の農地等賃貸借の合意解約2件について朗読・説明)

議長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議 長	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番8から15の経営委譲に伴う贈与による所有権の移転1件、法人経営への移行に伴う賃借権の設定1件、新規設立法人への賃借権の設定1件、相対による賃借権の設定2件、売買(相対)による所有権の移転1件、経営移譲に伴う使用貸借権の設定1件、自己の関与する法人との使用貸借権の設定1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番8から15までの8件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番9について、宮浦委員よりお願いいたします。</p>
宮 浦 委 員	<p>附番9について、意見を申し上げます。事務局からの説明にもありましたが、借り主である法人は、貸し主が自ら構成員となっている農地所有適格法人であり、また、申請農地の多くは、これまで貸し主により利用されていた農地です。営農計画については、ぶどうを栽培し、ジュースなどに加工して販売するとのこと。従事する労働力や営農計画を見ますと、全部利用要件や地域調和要件に関しては問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>続いて附番10および12について、松金委員よりお願いいたします。</p>
松 金 委 員	<p>附番10について、意見を申し上げます。借り主の状況については、事務局や宮浦委員から説明のあったとおりです。貸し主が農家ではないことから、より有効に利用できることになると思いますし、全面耕作要件や地域調和要件についても、宮浦委員と同様、問題はないと考えています。</p> <p>続いて附番12について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている農業者です。これまでも農地の利用は適正に行われており、今後においても、同様と見込まれることから、こちらも許可要件については、問題はないものと考えています。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>続いて附番11について、河瀬委員よりお願いいたします。</p>
河 瀬 委 員	<p>附番11について、意見を申し上げます。借り主は、地域で営農している認定農業者で申請農地の隣接地を自作している者です。そのため、受け人においては効率的にこの農地を利用できるものと思われ、周辺農地への影響などについても問題はないと思います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番13について、合歓垣委員よりお願いいたします。</p>
合 歓 垣 委 員	<p>附番13についてご意見を申し上げます。貸主は、既に離農をいたしております。当該農地につきましては、以前から今回の借主に賃貸借しており、耕作をされております。これまでの利用に問題は無く、これからも適正な耕作と農地の管理が行われるものと考えております。農地の利用要件、地域調和要件につきましても問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第2号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番2の変更1件、「2. 農用地利用計画」附番5から7の農業用施設用地への用途変更2件、その他(後継者住宅)への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番4から5の農業用施設ならびに後継者住宅の建設に関する農地転用2件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは、農業就業育成・確保施設整備計画附番2、農地利用計画附番6、農地転用計画附番5です。申請者は後継者と共に畑作経営を行っています。平成27年に後継者が結婚し、申請者と同居をしようとしたましたが、既設住宅には祖父母と両親が住んでいることから、現在帯広市内に仮住まいをしながら、通作をしているのが現状です。農作業の効率化を図るため、親である申請者が後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>次に、農地利用計画附番5、農地転用計画附番4についてご説明いたします。申請者は乳牛160頭を飼育する酪農家です。八千代牧場に預託している育成牛60頭のうち30頭を引き取るようになったため、新たに育成牛舎の建設と作業通路の造成を計画したものです。既設敷地内には余地はなく、周辺農地及び周辺環境には影響がないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>次に、農地利用計画附番7です。申請者は農機具格納庫を建設しようとしたところ、宅地敷地内に余地があったため、申請地の農地利用計画をその他(宅地)から農業用</p>

施設用地に変更しようとするものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農地利用計画を変更することはやむを得ないと考えます。説明は以上です。

議長 それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番2、「2. 農用地利用計画」の附番6、および「3. 農地転用計画」の附番5を一括して堀口委員よりお願いいたします。

堀口委員 それでは意見を申し上げます。申請者は後継者である〇〇氏と共に畑作経営を行っています。平成27年に〇〇氏が結婚し、親と同居をしようとしたのですが、既設住宅には祖父母と両親が居住しており、手狭なことから、現在帯広市内に仮住まいをしながら、通作をしているのが現状です。農業経営の効率化を図るため、親である申請者が後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。続いて、

「2. 農用地利用計画」の附番5、および「3. 農地転用計画」の附番4を一括して野原委員よりお願いいたします。

野原委員 それでは意見を申し上げます。申請者は乳牛160頭を飼育する酪農家です。現在、八千代牧場に預託している育成牛60頭の内30頭を引き取ることになったため、新たに育成牛舎の建設と作業通路の造成を計画したものです。既設敷地内には余地がなく、周辺農地及び周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。続いて、

「2. 農用地利用計画」の附番7について石川委員よりお願いいたします。

石川委員 それでは意見を申し上げます。申請地の用途は現在その他用地ですが、宅地敷地内に農業用施設を建設することが可能であるため、申請地の農地利用計画をその他用地から農業施設用地に用途変更し、小麦乾燥施設の建設を計画したものです。既設敷地内であるので、周辺農地や周辺環境に影響はないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に議案第3号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第3号、附番1から3の農業用施設建設等のための農地転用3件について調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。附番1、2番につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。

附番3です。今まで本別町で行われてきたヒマワリ迷路イベントを帯広で開催することになったことから、緑肥休閑地となっている申請地を一時的に使用し、ヒマワリ迷路イベントを行う計画を立てたものです。現在、緑肥休閑地であることや行事終了後には農地への復元が速やかに行われることから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番1について、野原委員よりお願いいたします。

野原委員

議案第2号農地利用計画附番5、農地転用計画附番4番で説明したとおり、申請地を農業用施設用地として転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、

附番2について、堀口委員よりお願いいたします。

堀口委員

議案第2号農地利用計画附番6、農地転用計画附番5番で説明したとおり、後継者住宅用地に転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。続いて、

附番3について、石井委員よりお願いいたします。

石井委員

それでは意見を申し上げます。今まで本別町で行われてきたヒマワリ迷路ですが、申請者が亡き主催者の意思を受継ぎ、帯広で開催することになったことから、緑肥休閑地となっている申請地を一時的に使用し、ヒマワリ迷路イベントを行う計画を立てたものです。現在休閑地であることや行事終了後、農業機械により農地への復元が速やかに行われることから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)	<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番6のヒマワリ迷路イベント駐車場のための一時転用にかかる使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。農地転用附番6番です。申請地は、議案第3号農地法第4条許可申請附番3で許可された農地に隣接しており、現在、緑肥休閑地となっていることから、ヒマワリ迷路イベント駐車場として使用する計画を立てたものです。緑肥休閑地であること、イベント終了後、速やかに緑肥休閑地に復旧することから、一時的に転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番6について、石井委員よりお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。申請地は、議案第3号附番3で申請された農地に隣接しており、現在、緑肥休閑地となっていることから、ヒマワリ迷路イベント駐車場として使用する計画を立てたものです。緑肥休閑地であること、イベント終了後、緑肥休閑地に復旧することから、一時転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、一般分 附番25の賃借権の設定1件について調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
事務局(木原専門員)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転附番5から13の売渡9件、利用権移転 附番1の経営移譲に伴う権利移転1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>

( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
	続いて「その他」に入ります。
	「農地法および農業経営基盤強化促進法の改正概要について」、 事務局より説明願います。
事務局(森田係長)	(農地法および農業経営基盤強化促進法の改正概要についての説明)
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。 他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	特に無いようですが、もし何かあれば、その都度事務局へ確認願います。 以上で「その他」を終了いたします。 ここで、事務局から報告がございます。
事 務 局 長	(中谷会長が北海道農業会議の副会長に就任したことについて報告)
中 谷 会 長	(就任挨拶)
議 長	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。